

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第22回 2018年10月

新「個人所得稅法実施条例」及び 「特別付加控除暫定弁法に関する意見募集稿」公布

本アラートの分析対象法規：

- 「中華人民共和国個人所得稅法実施条例（修正草案の意見募集稿）」
- 「個人所得稅特別付加控除暫定弁法（意見募集稿）」

2018年10月20日、中国財政部、国家稅務総局は「中華人民共和国個人所得稅法実施条例（修正草案の意見募集稿）」及び「個人所得稅特別付加控除暫定弁法（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」）を公布し、パブリックコメント募集を始めた。いずれも締め切り期日は2018年11月4日とされている。

上述2つの意見募集稿では、新個人所得稅法の実施細則並びに特別付加控除に関する管理方法を明らかにした。

意見募集稿の主なポイント

意見募集稿に従い、各納稅者に関する注目点を下記とおりにまとめた（詳細については今後正式に公布される法条へご参照下さい）。

外国人

住所判定基準が維持される

戸籍、家庭、経済的利益のために中国国内に習慣的に居住する基準は、引き続き中国国内に住所を有するかを判定するため適用される。

5年の免税の政策が維持される

- 中国国内に住所を有しない個人は5年間以内において、一回で30日を超える期間出国し、又は1つの西暦年度に中国国内に滞在日数が183日に満たない場合、外国源泉所得は中国での個人所得稅の納稅義務は引き続き免除される。
- 但し、上記の国外所得の免税政策を享受する場合、所轄の稅務機関に届出手続を行わなければならない。

免税優遇政策が維持される

- 外国人は、現行の免税優遇政策を享受し、又は要件を満たす場合に特別付加控除政策も享受できる。
- 但し、同一種類の支出項目（例えば、子女教育費、住宅家賃など）は二つの免税優遇政策（特別付加控除政策と外国人免税政策）を同時に享受できない。

富裕層（HNWI）

反租税回避ルールを徹底させるため、意見募集稿では、関連者間取引、被支配外国企業などの概念と判定基準を明確にした。

関連者間取引

- 関連者の定義：個人とその他の個人、企業或いはその他経済組織との間に下記のいずれかの関係を有する場合に関連者となる。
 - 夫婦、直系血族、兄弟姉妹及びその他の養育、扶養の関係にある。
 - 資金、経営、売買などに関する直接又は間接的な支配関係を有する。
 - その他の共利益がある場合。
- 独立企業間取引原則とは、関連者関係のない取引当事者が独立企業間価格と商慣行に基づいて取引を行う場合に遵守する原則をいう。

被支配外国企業

- 被支配外国企業とは、居住者個人が支配する、又は居住者個人と居住者企業が共同で支配する外国企業をいう。
 - 居住者個人、居住者企業が直接又は間接的に外国企業の議決権株式を単独で10%以上保有し、かつ当該外国企業の50%以上の持分を共同で保有する場合。
 - 居住者個人、居住者企業の持分比率が第1項に定めた基準に満たないが、株式、資金、経営、売買などの方面において当該外国企業に対して実質的な支配を構成する場合。
- 実際の税負担が明らかに低いとは、「中華人民共和国企業所得稅法」に定める税率の50%より低いことを指す。
- 合理的な商業目的を有しないとは、税額の減少、免除又は納付遅延を主な目的とすることを指す。
- 遅延利息は、税額の帰属する課税年度の最終営業日に中国人民銀行が公布した追徴期間と同期間の人民元貸付基準利率に5%を加えて計算する。

みなし譲渡

個人が実施した非貨幣性資産の交換、及び財産を寄付、債務返済、スポンサー、投資などに用いた場合は、財産譲渡とみなされ、個人所得税を納付しなければならない。

国外移住前の確定申告

居住者個人は国外移住のため中国戸籍を抹消する場合、税務機関に戸籍抹消前の総合所得及び経営所得の確定申告状況、その他所得の納税状況、過年度の租税滞納状況を申告しなければならない。

居住者納税及びその雇用主

特別付加控除に関する情報の提出

- 納税者は初めて特別付加控除を申告する場合、又は特別付加控除に関する情報が変更する場合、その関連情報を源泉徴収義務者又は税務機関に提出しなければならない。特別付加控除に関する詳細は、添付を参照する。
- 納税者が提出した情報の真実性に責任を負わなければならない。
- 特別控除、特別付加控除及び法律に定められたその他控除項目の控除額は、居住者が1納税年度の課税所得額を上限とする。1納税年度において控除し切れない場合、繰越控除ができる。

源泉徴収義務者の注意義務

- 源泉徴収義務者は納税者の虚偽申告を発見した場合、納税者に是正するよう勧告しなければならない。
- 紳税者が是正勧告を拒否した場合、源泉徴収義務者は税務機関に告知しなければならない。

KPMGの所見

意見募集稿は、李克強総理による政策安定性の維持に関する確約を徹底した。特に、外国籍の個人に対する5年の免除政策及び免税優遇政策の継続適用は、外国籍個人及びその雇用主の新個人所得税法がもたらすマイナス影響への懸念を払拭し、中国政府の継続的な人材誘致策を明らかにした。

外国人

5年の免除政策の適用によって、中国国内で住所を有しない個人は、中国国内源泉所得についてのみ継続して納税している。新個人所得税法の下でも、中国国内で住所を有しない個人が1年以内に中国に183日以上居住する場合、当該個人は居住者とする。但し、当該個人が5年以内に一回で30日を超える期間出国した場合、中国国内源泉所得についてのみ個人所得税の課税対象とことができる。新個人所得税法の実施後、政府部門は個人納税者の「住所」に対する判定を厳しく審査すると予測されている。また、5年以内の国外源泉所得を課税範囲から免除することができる個人は、所轄税務機関で届出手続を行わなければならない。また、現行の税制では、同一西暦年度内で一回で30日を超える期間の出国を完了させると定めているが、新個人所得税法の下で当該規定が同様に適用されるかはまだ明確にされていない。

居住者及びその雇用主

意見募集稿は、特別付加控除に関する管理手続きを簡素化し、雇用主に過重な

管理負担がかからないよう注意すべきである。従業員は、雇用主に関する情報を提出し、月度源泉徴収申告或いは年度確定申告を通じて特定項目を付加控除することができる。経常支出（例えば、家賃など）が初めて発生した場合、又は変更があった場合に、従業員は雇用主に関する情報を提出して、月度源泉徴収申告を通じて特定項目を付加控除することができる。また、意見募集稿は、納税者が提出した情報について真実性を保証しなければならないことを明確にした。

また、「個人所得税特別付加控除暫定弁法（意見募集稿）」第25条によると、源泉徴収義務者は納税者が虚偽の確定申告を行ったことを発見した場合、納税者には是正するよう助言しなければならない。納税者が是正勧告を拒否した場合、源泉徴収義務者は税務機関に報告しなければならない。また、「中華人民共和国個人所得税法実施条例（修正草案の意見募集稿）」第41条、第42条によると、源泉徴収義務者が納税に関する資料を保管しなければならない。税務機関は納税者が虚偽の申告を行ったことを発見した場合、納税者には是正を命じ、かつ源泉徴収義務者に通知しなければならない。企業は、上記の要求に応じて従業員の控除申請の真実性を判断し、法律に基づいて控除を行い、かつ2018年末以前に健全な内部統制メカニズムを構築し、従業員とのコミュニケーションを改善させる必要がある。

富裕層

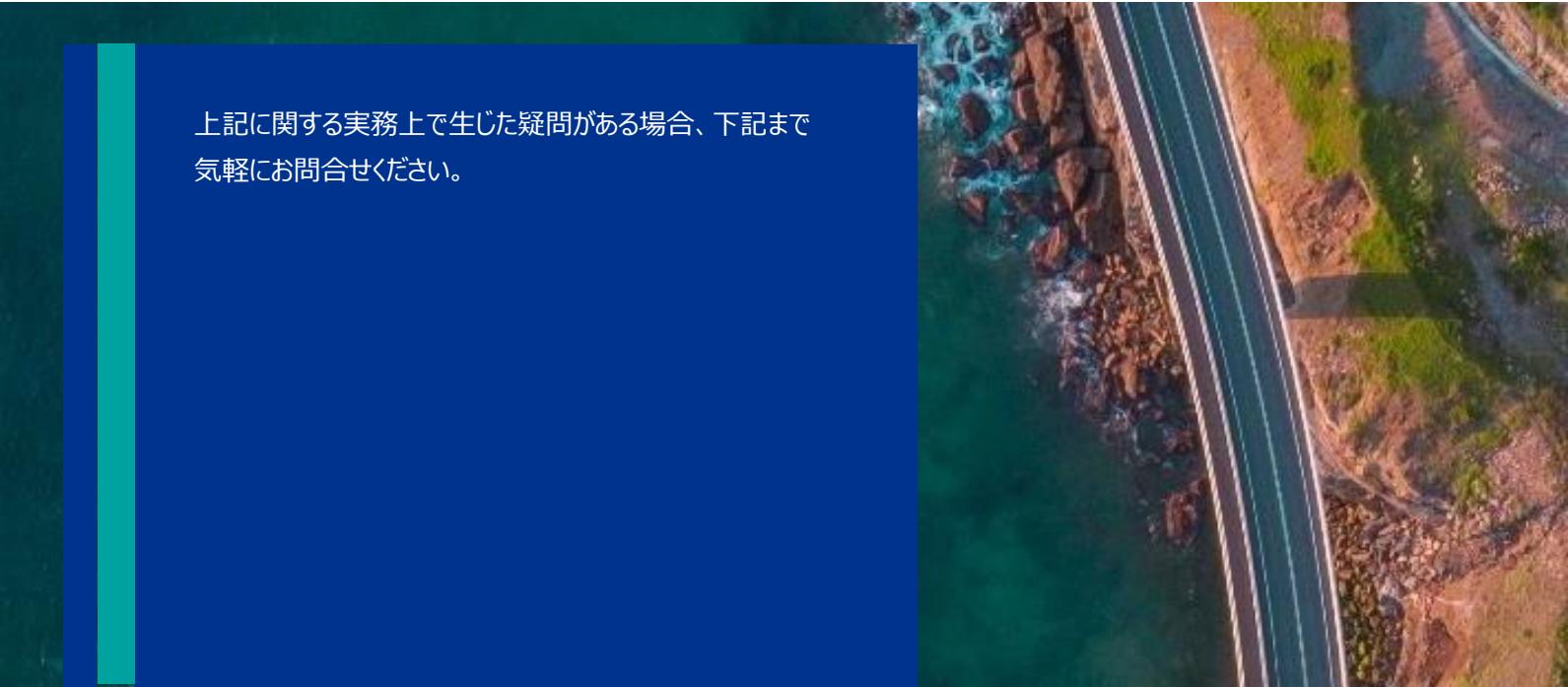
意見募集稿は、新個人所得税法に盛り込まれた反租税回避ルールについてさらに説明した。個人所得税法における反租税回避ルールは企業所得税法における反租税回避ルールと類似するが、一部の問題についてまだ明確されていない。個人所得税法における反租税回避ルールに関する実務上の取り扱いは複雑で、会社又は商業機構の場合と異なり、個人や家庭の状況に伴い変更する。中国国内に住所を有する富裕層は、関連政策を理解し、現在のグローバル投資ポートフォリオ、投資戦略及び税務コンプライアンスの状況を審査し、関連税務リスクを評価し、改善策を策定する必要がある。



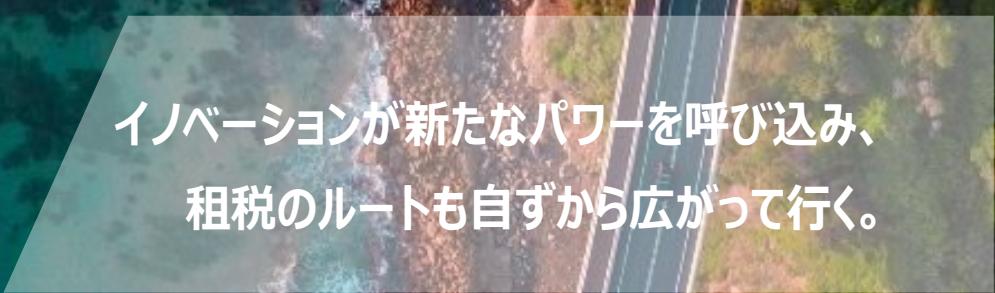
添付：個人所得税特別付加控除

項目	控除条件		年度基準控除額（人民元）	関連要求
子女教育費	就学前教育	満3歳	12,000	両親がそれぞれ50%控除、又は一方が全額控除
	義務教育	小中学校		
	中等教育	普通高校・中等職業教育		
	高等教育	専門学校・大学・修士・博士		
継続教育費	学歴継続教育	同上	4,800	本人控除
	職業継続教育	資格証明書を取得	3,600	
重病治療支出	個人負担額が15,000人民元を超えた場合		60,000人民元以内に実額控除	本人控除
住宅ローン金利	初めて購入した住宅のローンの金利		12,000*	夫婦の一方を指定して控除できる
住宅家賃	主要勤務先に住所を有せず、住宅を賃借して発生した家賃	大都市	14,400*	夫婦が同じ都市にいる場合：一方のみ控除できる
		中型の都市（人口が100万超）	12,000*	
		中型の都市（人口が100万未満）	9,600*	
高齢者扶養費	60歳以上の両親、他の法定扶養人	一人っ子	24,000	非一人っ子が分割控除で最大：1人当たり1,000人民元/月以
		非一人っ子	12,000	

*住宅ローン金利、住宅家賃の実際発生額が基準控除額を下回る場合、実際の発生額と基準控除額のどちらかを控除すべきかが明確されていない。



上記に関する実務上で生じた疑問がある場合、下記まで
気軽にお問合せください。



イノベーションが新たなパワーを呼び込み、
租税のルートも自ずから広がって行く。

お問合せ先

中国全土



盧奕(Lu, Lewis)
KPMG中国
税務サービス統括パートナー
T: +86 (21) 2212 3421
E: Lewis.lu@kpmg.com



Murray Sarelius
KPMG中国
グローバル人的資源サービス統括パートナー
T: +852 3927 5671
E: murray.sarelius@kpmg.com

華北地域



彭晓峰(Pang, Vincent)
KPMG中国 華北地域
税務サービス統括パートナー
T: +86 (532) 8907 1728
E: vincent.pang@kpmg.com



張曉(Zhang, Sheila)
KPMG中国
税務ディレクター
T: +86 (10) 8508 7507
E: sheila.zhang@kpmg.com



周博(Zhou, Vivian B)
KPMG中国
税務ディレクター
T: +86 (10) 8508 3360
E: v.zhou@kpmg.com

華東・華西地域



周波(Zhou, Michelle B)
KPMG中国
税務パートナー
T: +86 (21) 2212 3458
E: michelle.b.zhou@kpmg.com



蒋靖庭(Jiang, Jason J.T.)
KPMG中国
税務ディレクター
T: +86 (21) 2212 3527
E: jason.jt.jiang@kpmg.com



王婷(Joyce, Wang)
KPMG中国
税務ディレクター
T: +86 (21) 2212 3387
E: joyce.t.wang@kpmg.com

華南地域



廖雅芸(Kelly, Liao)
KPMG中国
税務パートナー
T: +86 (20) 3813 8668
E: kelly.liao@kpmg.com



羅健瑩(Grace Luo)
KPMG中国
税務パートナー
T: +86 (20) 3813 8609
E: grace.luo@kpmg.com



盧山(Sophie, Lu)
KPMG中国
税務ディレクター
T: +86 (20) 3813 8236
E: ss.lu@kpmg.com



吳春芳(Fiona, Wu)
KPMG中国
税務ディレクター
T: +86 (20) 3813 8606
E: fiona.wu@kpmg.com

香港



Murray Sarelius
KPMG中国
人的資源サービス統括パートナー
T: +852 3927 5671
E: murray.sarelius@kpmg.com



霍寧思(Barbara, Forrest)
KPMG中国
税務パートナー
T: +852 2978 8941
E: barbara.forrest@kpmg.com



蕭維強(David, Siew)
KPMG中国
税務パートナー
T: +852 2143 8785
E: david.siew@kpmg.com



何沛霖(Gabriel, Ho)
KPMG中国
税務ディレクター
T: +852 3927 5570
E: gabriel.ho@kpmg.com



賴綺琪(Kate, Lai)
KPMG中国
税務ディレクター
T: +852 2978 8942
E: kate.lai@kpmg.com

